

## 船舶事故調査報告書

令和3年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	推進器損傷
発生日時	令和3年3月11日 10時20分ごろ
発生場所	香川県高松市弦打港北方沖 弦打港東防波堤灯台から真方位332° 430m付近 (概位 北緯34° 21.6′ 東経134° 01.0′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>ひかり</sup> 光丸は、のり養殖施設内に進入し、推進翼にのり網のアンカー用ロープが絡まり運航不能となった。 光丸は、推進軸に曲損を生じた。
事故調査の経過	令和3年5月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 光丸、0.7トン 280-30618香川、個人所有 5.85m (Lr) × 1.79m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、17.65kW、平成5年7月
乗組員等に関する情報	船長 88歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和62年2月27日 免許証交付日 平成29年1月25日 (令和4年2月26日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	推進軸に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約0.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、高松市所在のマリーナで整備及び塗装を終えた後、回航の目的で、令和3年3月11日10時00分ごろ弦打港の係留場所に向け、同マリーナを出発した。 本船は、船長が操縦区画に立って操船に当たり、約14km/hの対地速力で、手動操舵により東進していた。 船長は、‘弦打港北方沖にのり網5台が設置されたのり養殖施設’（以下「本件養殖施設」という。）のうち4台のそれぞれ北端に設置された黄色の標識灯を目視で確認しながら航行中、西側から3台目と

	<p>4台目の間で右転して南進を開始して間もなく、10時20分ごろ本船の推進翼に‘のり網のアンカー用ロープ’（以下「本件ロープ」という。）が絡まって停止した。</p> <p>船長は、携帯電話で海上保安庁に本事故発生の通報を行い、海上保安庁から連絡を受けた漁業協同組合の担当者が本件養殖施設の所有者に連絡した。</p> <p>本件養殖施設の所有者は、作業船で本件養殖施設に向かい、本船の推進翼に絡まっていた本件ロープを切断して取り除いた。</p> <p>本船は、ゆっくりと航行して係留場所に戻った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長は、いつもは本件養殖施設の東側を航行しており、本事故当時、ふだん目標としている標識灯（以下「本件標識灯」という。）の一つ手前の標識灯を本件標識灯と思って早めに右転し、本件養殖施設内に進入したが、このまま航行を続けてもものり網と防波堤の間を航行して帰航できると思った。</p> <p>船長は、いつもの進路でないことに気付いた時点で引き返せば良かったと本事故後に思った。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし <p>本船は、本件養殖施設北方沖を航行中、本件標識灯の一つ手前の標識灯を本件標識灯と思い、本件養殖施設内に進入した際、いつもの進路でないことに気付いたものの、このまま航行を続けても帰航できると思い、本件養殖施設内を航行し続けたことから、推進翼に本件ロープが絡まり運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が本件養殖施設北方沖を航行中、本件標識灯の一つ手前の標識灯を本件標識灯と思い、本件養殖施設内に進入した際、いつもの進路でないことに気付いたものの、このまま航行を続けても帰航できると思い、本件養殖施設内を航行し続けたため、推進翼に本件ロープが絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、ふだん航行したことの無い養殖施設内に進入したことに気付いた際には、同施設のアンカー用ロープ等が存在しているので、引き返すなどの措置をとること。</li> <li>・船長は、標識灯等を見誤ることがないように、常時、適切な見張りをを行い、養殖施設内に進入しないこと。</li> </ul>



付図1 事故発生経過概略図

